

家事支援外国人受入事業における 法人等を介した利用世帯との契約について

令和5年9月27日
内閣府・経済産業省

国家戦略特別区域諮問会議(令和5年6月1日開催)における追加の規制改革事項(抜粋)

1. 新たに講ずべき具体的な施策

(ii) その他の規制改革事項

(家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備)

- ・ 国家戦略特区家事支援外国人受入事業に関して、家事支援活動の提供に係る請負契約については法人等の代理人による契約を含むことをはじめとした家事支援人材の更なる活躍に向けた環境整備、本事業の適正かつ確実な実施を図る観点から必要な制度改善について、2023年度中を目途に所要の措置を講ずる。

現行の運用

- 指針第3の1では、「特定機関（※）は、利用世帯との間の請負契約に基づき、・・・利用世帯に対し・・・家事支援活動を提供するものとする。」とされている。
- これは、特区制度により、入管法の特例として「家事労働」をすることを目的に入国が認められた外国人が、例えば、法人のオフィスの清掃業務等の「家事労働」以外の業務を行わないことを担保するための規定。
- 当該指針に基づき、現在、特定機関と利用世帯の直接契約のみに限定した運用がなされている状況。

（※）特定機関：家事支援外国人を雇用する本邦の公私の機関

■ 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針（抜粋）

第3 外国人家事支援人材による家事支援活動の提供

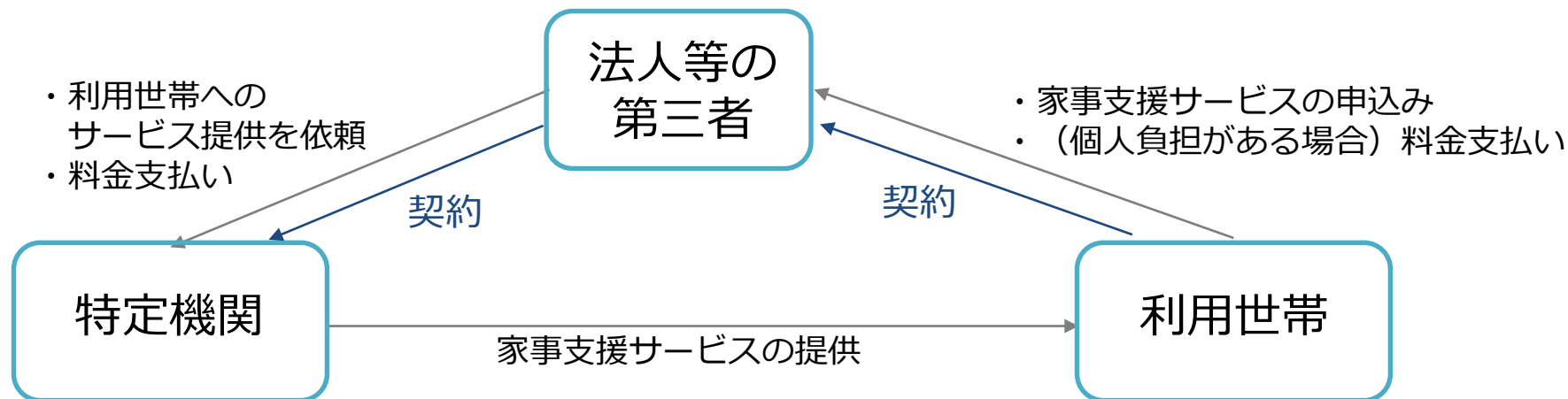
1 特定機関は、利用世帯との間の請負契約に基づき、当該利用世帯の住居の所在地等において、利用世帯に対し外国人家事支援人材による家事支援活動を提供するものとする。
ただし、家事支援活動の提供に当たり、外国人家事支援人材を利用世帯の住居等に組み込ませてはならない。

特定機関からの要望

- 家事支援サービス業界は、特区制度の中で、「**法人を介した利用世帯と特定機関の契約**」が可能となるよう要望。

<具体事例>

- 企業が従業員への福利厚生サービスとして、企業の支払いで家事支援を提供
- 不動産管理会社が他の物件管理サービス等とパッケージで家事支援サービスを提供
(利用者は契約や支払いが一本化され、管理会社にとっては物件の付加価値となる)



特定機関と利用世帯の間に請負契約がないため、現状では認めていない

運用改善案（法人等の第三者を介した利用世帯との契約）

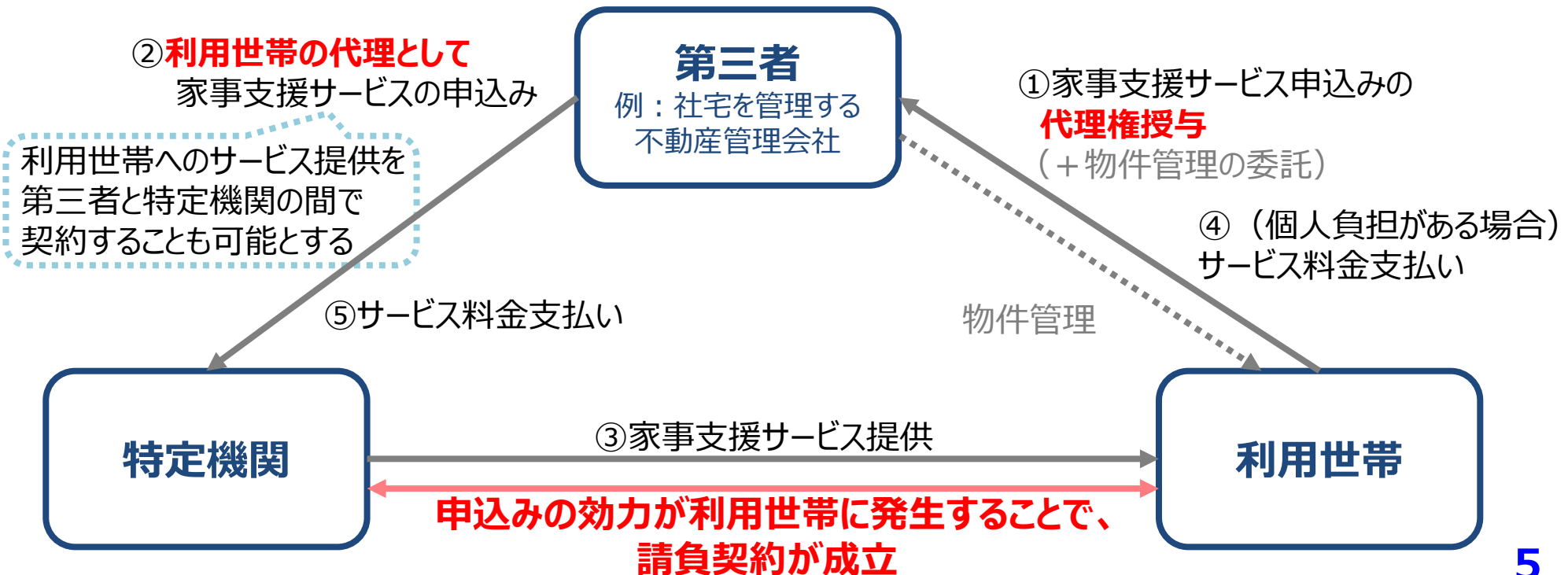
- 利用世帯が第三者に代理権を授与することで、第三者が代理となって特定機関と利用世帯の間の請負契約を成立させる方法であれば、指針に適合することとする。

契約（民法522条第1項）

契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（申込み）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

代理行為の要件及び効果（民法99条第1項）

代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。



対応方針案（解釈通知の変更）

- 指針の**解釈の範囲で運用改善が可能であると考えられる**ことから、解釈通知に以下の文言を追加する。

国家戦略特別区域法第 16 条の 4 に規定する
「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」に係る解釈

平成 27 年 11 月 12 日
令和 2 年 4 月 14 日変更

内 閣 府
法 務 省
厚生労働省
経済産業省

第三 特定機関が満たすべき基準について（令第18条関係）

1. 指針に照らして必要な措置を講じていることについて（令第18条第1号関係）

（1）利用世帯との間の請負契約について（指針第3第1項関係）

特定機関と利用世帯が直接契約する場合のほか、利用世帯が第三者（法人を含む）に対して代理権を授与し、当該第三者が当該利用世帯の代理であることを示した上で、利用世帯と特定機関の間の契約を代理で締結する場合又は第三者と特定機関との間で契約を締結することにより特定機関から利用世帯への家事支援活動を提供する場合も含む。

課題への対応

家事以外の業務が提供される恐れがないか。（直接の契約を求めている根拠）

対応方針

- 利用世帯に対する「家事」であることを明確にするため、代理権の授与により、**利用世帯を特定した契約**とする。
- 本事業における「家事」の内容について、**第三者及び特定機関から利用世帯に対して説明**するとともに、**契約書等で明らかにする**ものとする。
- 契約に用いる書類は事前に**第三者管理協議会(※)**に提出するものとする。

(※) 特区自治体及び関係省庁の地方支部局で組織

- **第三者を介した契約に関するガイドライン**を作成。
- **監査におけるチェックポイント**を整理。

ガイドライン の主な事項 (監査で確認)	代理権の授与を示す資料の作成
	本事業で実施可能な家事の範囲を含むサービス内容、料金、支払い方法の説明、契約書への明示 (特定機関⇒第三者、第三者⇒利用世帯、特定機関⇒利用世帯)
	利用世帯に対する説明に不足があった場合の契約解除
	利用世帯からの問い合わせ先の明示
	第三者から外国人材への指示の禁止
	第三者管理協議会による契約書類の事前確認
	監査での実施状況報告（利用世帯の住所、サービス内容）